

今後の周知広報について

平成24年2月
環境省

1. 背景・趣旨

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」といいます。）に基づく救済措置の制度や申請に関する情報は平成22年5月の申請受付開始から国及び関係自治体において、県内外での説明会をはじめ、チラシ配布や医療機関でのポスター貼付、テレビやラジオ等のメディアを使ったお知らせや県人会広報誌への掲載など実施してまいりました。

しかし、平成23年末以降に実施した被害者関係団体との意見交換において、これまで行ってきた周知広報についての御意見や今後のあり方に関して様々な御提案を頂いたところです。

環境省では、それらの御提案等を踏まえ、関係自治体や関係事業者などと連携して、特措法の申請受付期限である平成24年7月31日までの間、以下のように周知広報に努めてまいります。

2. 今後、実施する主な周知広報

（※今後関係者と詳細を検討するため執行段階で変更があり得ます。）

（1）政府広報及び関係自治体による広報

政府広報を使ったインターネットテレビやラジオ、新聞広告等で全国へ配信します。

また、環境省地方環境事務所所在地での駅前や環境省のイベントを活用した場でのチラシ配布等を実施する他、関係自治体によるチラシ配布、広報誌への掲載への働きかけを行います。

（2）環境省ホームページ

環境大臣による期限設定に関する記者会見の様態を掲載します。併せて、発表時の資料（「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」等）を掲載します。

（3）民間診断書作成のための検診体制の支援について（熊本県・新潟県）

個別の事情により医療機関を受診することに抵抗がある方がいらっしゃるのお声に配慮し、民間診断書作成のための検診体制についての支援を図れるよう関係自治体と相談し、今後の申請状況を勘案しながら進めていきます。

（4）各種メディア等の媒体を活用

新聞やテレビ等の各放送局と調整しながら進めていきます。

（5）医療機関からのお知らせ

環境省から日本医師会を通じて、全国の医療機関に対し、特措法の期限及び制度についてのご案内をお願いすることとしております。過去にメチル水銀の影響で健康に不安をお持ちの方は、医療機関へご相談下さい。

（6）説明会の実施

環境省は関係県と協力して、関係県内及び県外（東京・大阪・名古屋・博多）において、制度に関する説明会や期限についてのご案内を行います。当面の予定は以下のとおりです。

<2月4日（土）東京・福岡、2月5日（日）名古屋・大阪、3月1日（木）東京>

（7）既に特措法へ申請された方へのアンケート調査

既に特措法へ申請された方に対し、申請を何で知ったのかアンケート調査を実施します。

（8）チッソ・昭和電工等原因企業による呼び掛け

特措法の制度、申請受付期限に関する情報等を関係事業者の社内報等でお知らせします。